

小山田氏の郡内支配について

小 峰 裕 美

はじめに

従来の小山田氏の研究を概観すると、その支配の独自性を強調し、武田氏との二元的併存をなす権力とするもののが多かつた。

たとえば、佐藤八郎氏⁽¹⁾は、富士参詣活動のもたらす金銭を基礎とした経済面の独立を強調し、郡内は武田氏が二重支配構造として承認せざるを得ない地域であるとし、また、小山田了三氏⁽²⁾も、郡内を二重支配地域としてとらえ、その領主権、および経済面の独立を強調しておられる。さらに、上野晴朗氏⁽³⁾や『町田市史』上巻においても、郡内支配の独自性が強調されている。

これに対しても中沢信吉氏⁽⁴⁾は、小山田氏は支城主・武田氏家臣団の寄親的存在であるとされた。つまり、武田氏に対して個別、対立的な権力としての位置づけを否定し、両氏の相互補完的関係を主張されている。

このように、従来の研究は、小山田氏の郡内支配の独自性を強調し、武田氏と二元的併存を成す権力であるとする見解と、相互補完的関係を持ち、二重的併存を成す権力であるとする見解とに大別さ

れるが、地方史的観点から小山田氏の領主制を断片的にとらえているものといえる。

しかし近年では、柴辻俊六氏や矢田俊文氏に代表されるように、戦国期の領主制の特質を究明しようとする観点で展開されつつある。

柴辻氏⁽⁵⁾は、関係文書の検討などにより、小山田氏の領主制を統一的に把握している。そして、郡内の特定地域に武田氏の直接支配が及んでいる点、小山田氏の領主制そのものが、法制、軍事、外交面でも限定制をもつてている点などから、国人領主の系譜を持つたものが支城主として位置づけられたものであり、郡内地域は領主権の二重構造を示すとされた。

これに対して矢田氏⁽⁶⁾は、小山田氏を国人領主經營の危機を脱し、領主制の再編成を成しとげる戦国期の基本的領主と規定される「戦国領主」の概念を提唱された。そして戦国期の甲斐国の権力構造は、武田・小山田・穴山三氏の個別領主（戦国領主）と、その連合体の上に存在する守護（戦国期守護・武田氏）の組み合わせで構成されるとされた。つまり小山田氏を、独自の支配領域（郡内）に対応した法的権限（第一次裁判権、第一次立法権、検査権、夫役收取

權など)を有する、戦国期の基本的領主¹⁾・戦国領主として積極的に位置づけられたのである。

そして、ここで小山田氏の郡内支配について考察するに当り、柴辻・武田両氏の研究のもつ観点を積極的に持ちたいと思う。

しかしこれらの研究には、小山田氏の領主制の展開を武田氏の發展段階の中でとらえていこうとする視点が欠落しているのではないと思われる。矢田氏の論についていうならば、武田・小山田両氏の「戦国領主」としての位置づけは極めて一元的であり、継続して展開する領主權の一側面を断片的にとらえているようと思われる。さらに、「戦国領主」としての位置づけは、郡内における検断權、あるいは参詣活動に関わる御師支配の問題などについて考察すると、若干疑問が残る。

そこでここでは、小山田氏の領主制の展開を前述の研究、その観点を踏まえ、さらに、戦国大名武田氏の權力形成過程との対応の中で、自分なりに把握してみたいと思う。

なお、武田・両氏の郡内支配關係文書が基本的に重視されるが、これについては柴辻氏の論に詳しいので、表Ⅰ、表Ⅱ²⁾に示すに留めることとする。

東国の後進的社會に規定されて残存した惣領制は、禅秀の乱とそれに続く一連の事件の過程で解体したと考えられている。³⁾またその具体的な例が武田氏対甲斐国人の抗争であるといわれているが、このような状況下、小山田氏はどのような動勢を示すのか。

禅秀の乱に関しては、『鎌倉大草紙』応永二四年(一四一七)の個所に、武田信満の子、信重の母が小山田弥二郎の女であるとする記載があり、また、永享七年(一四三五)信重が守護として入部する際は、信長が守護代跡部氏と宝輪一揆に対応すべく組織した日一揆の中心的勢力として守護方に属していることが知られる。⁴⁾そしてこれら的事実から、柴辻氏は、応永、永享期にあっては、武田惣領家と姻戚関係を持ち、さらに惣領制を脱し独自の軍事編成を有する国人領主として小山田氏を位置づけているわけである。

それでは一方の武田氏は、この動勢にどのように対応してゆくのであろうか。武田氏の郡内への発給文書の皆無なこの時期にあって興味深いのは「衆」の存在である。「衆」は地域的な郷村を基盤とした武士団であるが、その存在を『国志』より抜出してみると、河内・郡内には全く見られず、また二領との境界に多く立地してお⁵⁾り、武田氏による「衆」の把握、軍事組織への編成が、国境域のみならず国人領との境界の警固をも意図した、國中地域中心の軍事編成として成されていることが理解される。また口留番所の分布を追つてみても、同様に国人領との境界が重視されており、國中地域中心の軍事編成が読みとれる。

この場合、その典型とも言える武川衆の原型は永享期に成立していると言わざるから⁶⁾、小山田氏が国人領主制を積極的に展開する時期にあって、武田氏は郡内を國中とは独立した地域として対立的にいて述べたい。

I 小山田氏の支配領域

(1) 国人領主小山田氏の支配

ここでは柴辻氏の述べられる第一期の段階の小山田氏の郡内支配、また、それに対応すべく展開する武田氏の郡内支配の様相について述べたい。

とらえているといえよう。

ここで注目したいのが、武藏国境域であるが、この地域には、西原に郡内武田氏、上野原に加藤氏、鳥沢に鎌田氏⁽¹⁾が在地領主制を開いていたことが知られる。

たとえば加藤氏について触れてみると、応永・永享期に小山田氏⁽²⁾とともに、日一揆の中心的勢力として活躍しており、国人領主として独自の領主制を展開しているが、被官化の時期は早いと思われる。その後の動勢は明らかではないが、戦国期に至っては数通の文書が示すように、甲駿相同盟を背景として信濃方面への武田先方衆としての活躍がみられる。しかし本来は、甲州街道を中心とする武藏方面への境護と、郡内への監視が役務であろう。

また郡内武田氏は、西原一ノ宮神社の棟札に散見し、屋敷跡などもみられ⁽³⁾、この地で在地領主制を展開していたことが示されるが、戦国期に至っては、甲州裏街道（西原街道）を中心として武藏方面の護境の役務を負っている。

このように考察すると、武田氏は軍事的・経済的要地である国境域にあつては、在地領主層を早い時期に直接被官化し、主要街道を中心として護境（他国および国人領主に対して）の役務を与えるという方式で郡内に支配を浸透させている。

一方、これを小山田氏側から考えれば、積極的に国人領主制を開し、その基本的支配領域である郡内⁽⁴⁾は、武田氏から対立的地域としてとらえられていたが、このような国境地域には、はじめから勢力を及ぼすことができない訳であり、小山田氏の支配領域が限定される。したがって、岩殿城は小山田氏支配領域の北限であつたと思われる。

(2) 小山田氏の武田氏被官化過程

明応期に入ると、「甲州乱國ニ成リ始メル」⁽⁵⁾ の言葉どおり、武田惣領家は信繩・信恵による内訌が始まる。そして小山田氏は信恵側に属し、信恵の討たれる永正五年（一五〇八）には、小山田弥太郎は打死、小山田平三は伊豆韋山へ敗走する⁽⁶⁾。

このような小山田氏と、武田惣領家との対抗は、永正七年（一五二〇）「國中都留郡和睦落付云々」⁽⁷⁾となる。そして、永正十八年（一五二一）に信虎が中津森を訪問するが、柴辻氏はこれをもつて、小山田氏の武田氏被官化ととらえている。

しかし、永正七年の段階で信虎は、郡内への示威と懐柔のため、姉を小山田出羽守に嫁がせ、弟の信友を都留郡国境域へ配している⁽⁸⁾、享禄二年（一五二九）には、國中・郡内の交通遮断と、越中守夫人の駿河訪問という一連の事件が起つていて、その詳細については明らかではないが、「國中ヨリ路次フサカリ申候」「中津森大方様遠州ハ御座候而姉ト御対面御座候。色々ノ奔走ト聞申。」⁽⁹⁾ という文言から、武田・小山田間の緊迫した状況がうかがえる。

また、近衆百人が富士川沿まで大方様を出迎えているのは、小山田氏側の示威とも読みとれるし、中津森への帰路で、有力被官のもとに訪問している背景にも政治的意味を見出し得る。したがって、武田・小山田両氏の関係が安定するのは、この事件を画期として享禄以降と思われる。

さてここで、この段階の武田・小山田両氏の支配様相を具体的に見てゆきたい。

(1) 田原郷之内庵領之事、就当乱違却一国和談候上者、任旧規所被歸

附也、仍執務等可被任先例候、恐々敬日、

明応八年己未

九月廿四日

平信長

謹上 向岳庵

(表一I・1号)

II 小山田氏の郡内支配

(2) 右都留郡田原郷深田村之内、光沢分年貢銭廿十貫之在所、於末代不可有違變者也。仍証状如件、

文龜元年十一月十五日

刑部大輔

信昌 (花押)

塩山向岳庵〔住持永光〕 (異筆)

(表一II・1号)

塩山向岳寺⁽³⁰⁾は、郡内に寺領を持つ國中の寺社であるが、(1)において小山田氏は、信昌・信繩親子の和睦⁽³¹⁾を前提として寺領安堵を行つており、独自の支配様相が示される。

しかし(2)にみられるように、ほぼ同時期に武田氏により寺領安堵

が行われている。安堵された田原郷深田村の寺領は信春の寄進地で、文安二年(一四四五)信重により安堵されているが、この段階で改めて安堵されている。

この向岳寺寺領をめぐる両者の重複した安堵は、どのような意味を持つのであらうか。両者の重複した安堵は、寺領安堵権の所有が武田・小山田両氏のどちらかに確定されていない結果、不安定な領主権の在り方を示していると思われる。つまりこの動勢は、明応期から享禄期に至り、確定されていない領主権の獲得によつて、独自の国人領主制を展開しようとする小山田氏と、国人領への介入をめ

ざす武田氏との緊張関係を明瞭に示すのではないか。

このように考察すると、明応期から享禄期にかけて小山田氏は、武田惣領家との対抗関係の中にあつて独自の国人領主制を展開させているようである。

天文以降の小山田氏の政治的対応は、専ら相・武・信濃方面への先方衆としてであり、それは、武田氏への被官化が成立した結果としてとらえられる。それではこの被官化は、小山田氏にとってどのような領主制を展開させる結果となつているのだろうか。そこで以下、この段階の小山田氏の領主権を、(1)所領宛行、安堵権、(2)本年貢、諸役收取権、(3)検断権の各方面からとらえ、さらに、武田氏との対応を明確にする意味において、農民闘争の問題についても触れてみたい。

(1) 所領宛行・安堵権

所領宛行・安堵に関する文書は数点が確認できる。

(1) 別而就致奉行、相抱之分諸役令免許、并釜次郎右衛門跡永被下、殊御免棟別之更、相抱共ニ五百文ニ相定者也、為後日如件

天文十二年甲辰

拾月十二日

小河原土佐守殿

(信有) (花押)

同助次郎方へ

(表—I・3号)

天文廿四年

五月十七日

晴信(花押)

(口)渡辺又五郎跡之田地屋敷出置候、無異儀相拘、軍役等堅可相勤者

也、仍如件、

永禄十三年卯

(朱印)
信茂(花押)

正月十五日

萱沼大炊左衛門尉殿

(表—I・41号)

ここに示されるように、小山田氏は郡内の所領宛行、安堵権と、それに伴う軍役賦課権を有していた。注目されるのは、「釜次郎右衛門跡」(1)、「渡辺又五郎跡」(2)とあって、宛行地が闕所地である

点であり、小山田氏は闕所地の宛行→軍役賦課という方式で、軍役体系の充実を積極的に行っているといえよう。

しかし、一方の武田氏も河口の高橋氏などに所領を宛行⁽³⁾い、軍役体系に組み込んでいることが知られる。そして何より、郡内の要所には、前述のように小山田氏の直接被官が存在しているのである。

たとえば、小山田氏の菩提寺である長生寺には、小山田氏歴代の寄進が行われている⁽⁴⁾し、西念寺が現在の地に移転する際には、小山田氏から寺領書出と言える「寺領仕置日記」⁽⁵⁾が発給されており、西念寺移転の状況に対応して、小山田氏が寺社支配を強化してゆく様子がみられる。

このように考察すると、小山田氏は所領宛行、安堵権を持ち、あるいは寺社への寄進、安堵を行い、また、それに伴う軍役賦課権を行使していくことが示される。しかし、國中寺社の郡内寺領の安堵は武田氏によって行われており、何より郡内の要地には、前述した

田両氏の対抗関係の中には、兩者から安堵を受けていたことは前述した。しかし、小山田氏が武田氏のもとに完全に被官化するこの時期にあつては、武田氏のみに安堵を受けることとなる。

(2) 本年貢・諸役收取権

(ハ)多年塩山領田原・四日市場之事、改而令^(寄)附候、然者至干寺務等

者、任都留郡法毎月可辯償、其内無沙汰之所可被執利錢候、恐々敬白、

晴信(花押)

(表—II・17号)

向岳寺

ここに示されるように、武田氏への被官化後は、國中寺社の郡内寺領に関する小山田氏の安堵権は、武田氏に吸収されるようになる。

しかし、郡内寺社に関しては、小山田氏が安堵権を有し、積極的な保護、統制を行っていた事が知られる。

たとえば、小山田氏の菩提寺である長生寺には、小山田氏歴代の寄進が行われている⁽⁴⁾し、西念寺が現在の地に移転する際には、小山田氏から寺領書出と言える「寺領仕置日記」⁽⁵⁾が発給されており、西念寺移転の状況に対応して、小山田氏が寺社支配を強化してゆく様子がみられる。

このように考察すると、小山田氏は所領宛行、安堵権を持ち、あるいは寺社への寄進、安堵を行い、また、それに伴う軍役賦課権を行使していくことが示される。しかし、國中寺社の郡内寺領の安堵は武田氏によって行われており、何より郡内の要地には、前述した

田両氏の対抗関係の中には、兩者から安堵を受けていたことは前述した。しかし、小山田氏が武田氏のもとに完全に被官化するこの時期にあつては、武田氏のみに安堵を受けることとなる。

ここでは、郡内における收取体系、とくに諸役收取体系について触れたい。

武田領国制下では段錢賦課の事例はなく、一国平均の課役としては棟別役が指摘される。その成立について柴辻氏⁽⁶⁾は、天文初期の段

階すでに一定の把握をされていたが、天文十一年に棟別の基本台帳らしきものが作整され、(『甲陽日記』天文十一年八月十二日、「棟別帳始む」)それをもとに、分国法で郷別に「棟別法度之事、既以日記其郷中へ相渡之上者」という手続を踏んだと思われるとされた。

このような棟別役を郡内地域に目を移して考察すると、武田氏からは伝末詳の定書⁽³⁾を一応除去すると、次の二点が関係文書として取りあげられる。

(1) (花押)
(武田信虎)

勝山之郷棟別之事、被為措置候者也、

十二月七日

北室神主

(表一II・7号)

(2) (花押)
(龍朱印)
日本檜之定番、可相勤之由申候者、都留郡之棟別役、春秋六百文令
免許者也、仍如件、
壬戌(永禄五年)
三月四日

(表一II・25号)

(1)についてみると、武田氏は天文10年以前の段階で、御室浅間社に郡内勝山郷の棟別を附与している。このことは直に、武田氏による郡内棟別役把握とは言い難いが、すでに郷単位での賦課收取を行っている点から考察すると、かなり優位に棟別役把握が行われていたと考えられる。

一方、小山田氏について見てみると、その発給文書には諸役免許に關するものが多見でき、その中には棟別役も含まれていることが指摘される⁽³⁾。そして次に示すように、小山田氏による郡内棟別役への関与も比較的早い時期である。

(1) 契山桃隱判形之任筋目、西念寺新門前共、棟別諸役免許候、仍如件、

永祿拾八年丁卯

貳月廿六日

(表一I・32号)
(朱印)
(花押)

ここには、「契山桃隱判形之任筋目」の文言がみられるが、契山は、天文十年に没した越中守信有のことであるから、天文十年以前に、小山田氏によって郡内の棟別役が一定程度賦課收取されていたものと考えられる。

それでは、このような小山田氏による棟別役把握を、武田氏の棟別役把握政策の中でどのようにとらえればいいのであろうか。

結論から言つてしまえば、小山田氏によって賦課收取されつづけた郡内の棟別役は、武田氏にそのまま容認されるという形をとつて、存続させられたと思われる。したがつて、武田氏により一国平均の棟別役が把握された以降も、「契山桃隱之任判形」が有効に作用するのである。

しかし、ここで留意すべきは容認の意味である。果してそれは、武田氏の意図的な容認であつたのか。あるいは郡内に展開されつづけた小山田氏の棟別役に対する妥協的な容認であつたのか。

そこで、(iv)についてみると、「都留郡之棟役役」と、郡内の棟別役が武田氏から容認されていることが知られる。しかしここでは、

武田氏は独自に、郡内地域以外の地域である本栖の定番の代償として、「都留郡之棟別役」免許を行つてゐる。つまり小山田氏に対する棟別役の容認は、あくまでも武田氏の意志形態を前提としたものといえよう。

それでは、郡内の棟別役は具体的にはどのようなものであつたのか。前述のように、棟別役を棟別に課けられた諸役と獲えると、それは、譜請役、伝馬役、軍役であつたことが知られる。⁽³⁾また、その賦課方式をみると、

(v)其方家壹ツ并新五郎家壹ツ、合貳ツ免許候、隨身之奉公、不可致疎略者也、仍如件

永禄十一年

九月廿五日

信茂^(朱印)
(花押)

河口番匠

勘祖

(表—I・38号)

兵衛太郎

(表—I・4号)

天文十三甲辰四月廿六日
〔上缺〕の禰宜

信有^(朱印)
(花押)

(1) 依仰ニ候間、かち屋敷天神之宮之林分、可切者也、保之尾之惣社權現、同宮原之大明神、於彼兩者不可取竹木、萬一切者候者、可致披露者也、

ここでは、郡内における検断権の問題について触れることとする。なお、ここで言う検断権とは、矢田氏の言われる裁判権と立法権を包括した意味で使用する。

(3) 検断権

する部分を含んでゐるといえる。

ここでは、小山田氏に対する「都留郡之棟別役」免許を行つてゐるが、これは柴辻氏の指摘される、「棟別役免許→質的的変質を通して、各地域各階層を個別直接的支配をする」という武田氏の政策⁽⁴⁾を踏襲するといえよう。

以上まとめると、小山田氏の郡内における諸役收取権は、武田氏の意志形態を前提として形成されており、その政策も武田氏を踏襲

ここでは河口番匠が「隨身之奉公」の代償として棟別役を免許されているが、これは柴辻氏の指摘される、「棟別役免許→質的的変質を通して、各地域各階層を個別直接的支配をする」という武田氏の政策⁽⁴⁾を踏襲するといえよう。

本年貢は、各々の給主が收取権を有するが、たとえば、隔離した地域に寺領を持つ寺社などにとって、年貢確保は一つの課題ともなつてゐる。そして、郡内猿橋に寺領を持つ永昌院の場合、本年貢徵収者として「百姓前⁽⁵⁾」の存在が見られるし、寺社側から「納所代

官」が派遣されている。しかし年貢收取をめぐって、トラブルは恒常的ともなつていたようである。

(口) ⁽⁸⁾ **二条 條目**

一、猿橋百姓等年貢無沙汰事

年々三分ニ相納申候、其残者致未進候、殊ニ從是已前之流間、只今者致耕作候得共、引方之由申候、如本々年貢相済不申候間、御奉行を被指越、彼流所見分候而、有體ニ被仰付而、可被懸御意候付隱田之事、

(二条) 年貢所務之事

号年貢立物無用所物共相納候條、寺家辨齊罷成不申候、是も被加御下知、半分者以穀物相済申様ニ偏三頼入候、只今之分ハ諸篇難罷成候

(中略)

右條々以御意、寺領彼是之儀、末代迄無相違様ニ落着候ハ、偏

ニ貴殿可為新御寄進同意候、左右候得者且者御先祖傑山へ御奉

公、且者愚僧一代可為御芳情候、若與風御出陣も候ハ、可致遙

候條、急度誰か一兩人御越奉頼候、從是も納所代官を指趣可申

候、向後之事も大細事共ニ可得貴意候條、御介法偏奉頼候

中秋廿日

永昌院

大奕（花押）

小山田殿
御宿所

（文中傍点は筆者）

恒常化する年貢をめぐるトラブルに対応して、永昌院は上記の條

目を小山田氏に提出する。そしてここにおける年貢無沙汰の訴訟に対して「御奉行」を派遣し（一条）、また年貢内容に関する「被加御下知」（二条）は、小山田氏の「御意」「御介抱」によりなされるものである。つまり、向岳寺の例で示したように、国中寺社の郡内寺領の安堵は武田氏により行われるに至ったが、年貢所務などに関する検断権は基本的には小山田氏が行使していることが明らかであろう。

しかし、この小山田氏の検断権をもつてはこれら年貢所務に関する問題は解決し得ない。

(八) 就御寺領之儀、小山田弥七郎年貢等、令難渋之旨承候事、然間去六月小山田方へ申付、件之弥七郎谷村へ召越、一切在所へ可停止出入之趣、成下知候上者、和尚如御存分可被仰付候、為其染一筆

候、恐々敬白

天文廿二癸丑年

十一月八日

永昌院

晴信（花押）

侍者御中

(表一II・15号)

ここにみられるように、永昌院は小山田氏の裁定がスムーズに行われないので、武田氏へ上訴しており、結果、武田氏は小山田氏に

「下知」を「申付」、弥七郎の処分が行われ問題は解決するに至る。ところでこの裁判過程について、その裁判・判決の実現過程を重視する矢田氏は、弥七郎を「谷村へ召越」して「下知」を下した主体は小山田氏であるとし、このような判決の実現を行う小山田氏の

検断権を「一次裁判権」とし、一方武田氏の検断権は、郡内で起つた事件と裁判に仲介以上の役割を果していない、「副次的、二次的裁判権」であるとされている。

しかし問題とされるべきは、武田氏への上訴行為そのものであり、また上訴を契機として円滑化している裁判の状況であると考える。つまり、小山田氏による「下知」がなされているといつても、この場合、あくまでも武田氏の「申付」(1)、武田氏の指示・意向があつてこそ可能となつており、それが行われていたこと自体、特定の国人領（小山田氏の支配領域）を超えた、武田氏の政治権力そのものの相対的優位性を明確に示しており、また、その優位性は地域に関わらず認識されていることになる。したがつて、武田氏の検断権を消極的に、「第二次的立法権、裁判権」ととらえられるこど、または、武田氏の上訴を許容せざるを得ず、依存しているともいえる小山田氏の検断権を「第一次的立法権、裁判権」と規定されることには、なお疑問を提出しておきたい。

『妙法寺記』にも、検断権に関して興味深い記載がみられる。

(2) 殊更尾州吉田衆ニ非分多ク候間、二十人ヒキワカサリ、其内ニ御家人交リ、谷村ヘ下リ、久敷詰候ヘトモ、御捌無ク候トテ、府中ヘ越被申候。尾形様ノ御意ニテ悉甘人衆ノ道理ニ御捌候。去程ニ尾張被官ヲハ屋鋪擣ニ被拝申候。此年吉田廿人ノ寄子モハナシ弥三郎殿ヘ馬マワリエ被成候。

(3) 其上於下吉田小林和泉守殿ヨリ非分多ク候間、百余人談合申、小山田殿ヘ下被申候處ニ、境ノ彈正殿ヲ頼申、一日ノ内ニ使ヲ三度迄下シ、下吉田衆ヲ留候ヘト色々託育候^(言力)ヘ共、更ニ理ヘンツキ不申候間、小林文三殿、八月ヨリ来正月迄府中被詰候、去

間小山田弥三郎殿、色々託言晴信様へ御申上申候而、文三殿ヲモ郡内へ御帰シ候。去程ニ谷村エ下吉田地下衆ヲ呼下シケハラ^(ヲ)サセラレ、弥三郎殿御意ニテ小林和泉守殿出^[合]不被成候。乍去和泉寄子被官ヲハ押離シ申候。

（文中傍点は筆者）

(2)は、尾州（小林尾張守^(五)）と吉田衆、(3)は大原大官小林和泉守の相論であるが、両事例とも、小山田氏への訴訟、武田氏への上訴を経て、結果、被官関係が解かれている。

(2)の事例についてみると、「谷村ヘ下り」の文言より、小山田氏が郡内の基本的検断権を有している点が、また「府中ヘ越被申候。尾形様ノ御意」の文言より、武田氏への上訴が再確認される。(3)においても同様のことが確認し得る。留意すべきは、結果として、これららの相論が被官関係の問題にまで及ぶレベルのことである。

ここにみられる寄親・寄子といった主従間の問題は小山田氏の検断権の及ぶ範囲を越えているわけであるから、この場合も、「弥三郎殿御意」で調定は行われるものそのだけでは解決されず、最終的には武田氏により被官関係が解消されるに至るのだと思われる。

このように考察すると、小山田氏は郡内における検断権を基本的には有していたが、訴訟者側が裁定に不満の場合、あるいは主従間の問題といったレベルの場合、武田氏の検断権が作用していることが知られる。

ところで、この小山田氏の検断権は何に基くものであるのだろう

か。

前述の向岳寺の郡内寺領安堵状には、「干寺務等者、任都留郡法」の文言からみられるが、これはいうまでもなく、郡内における固有の政治的・経済的性格に規定された「戦国法」であつて、小山田氏の検断権もこの「都留郡法」に基づいており、換言すれば、小山田氏の検断権の特質はここに規定されているといえる。なお、この点についての具体的論証は郡内の検断権を考察してゆく上で重要であると考えるが、今後の課題である。

しかし、「都留郡法」が武田氏から容認されている点、武田氏への上訴が行われた際に(2)に見られるように、「小山田弥三郎殿、色々詫言晴信様へ御申上候」と武田・小山田間で交渉が行われている点、さらには、上訴そのものが、小山田氏の検断を円滑化させている事実を考察すると、「都留郡法」に基く小山田氏の検断権は、「国法」に基く武田氏の検断権に共存的に勾摺されているといえよう。

以上小山田氏の郡内支配の在り方を、三つの面から考察すると、武田氏の政治的容認による、委任統治的性格を持つと言えよう。そしてその範囲内の軍事、経済力確保、治安維持などのために、郡内の領主権が認められており、具体的にはそれが「当郡守護」の表現⁽³⁾あるいは、「都留郡法」に基く検断権であり、さらに所領宛行・安堵権・諸役收取権などがあつたことが理解される。またこのような体制は、「甲州法度」の成立に合いまつて確立されつつあると思われるので、武田氏への被官化過程の中で、天文後期は一つの画期といえよう。

なお、このような支配様相を在地側がどのように受け止めていたかということが問題と成り得るので、農民鬭争との関わりで若干触

れておきたい。

前述のように永昌院の猿橋寺領では、年貢諸役をめぐって農民闘争が展開されていた。在地においては、「御陣奉公ニ無手透之由」つまり小山田氏の陣奉公を常時課せられいるという理由で年貢未進を行っているが、注目すべきは、この未進理由に対し寺社側が、「國中陣へ罷立」と、武田氏の軍役を持ち出していいる点であり、在地側にあつては武田氏の軍役が優先していることが知られる。つまり、在地にあっても、公権の行使者である武田氏の相対優位、あるいは、委任統治的郡内支配を行う小山田氏の領主権の限界性が認識されていたわけである。

III 富士参詣活動をめぐる武田・小山田氏の支配

富士参詣活動は、戦国期角行の出現を契機として活発化し、郡内の吉田・河口は浅間神社を中心に多数の御師に支えられて、登山口として栄えた⁽⁴⁾。

この参詣活動に対応して、武田・小山田両氏が積極的に介入していることは、両氏の郡内地域への発給文書の過半が、参詣活動に関与するもので占められていることからも明らかである。

それでは両者の参詣活動への積極的介入の意図は何であったのか。それは従来から指摘されているように、参詣活動のもたらす、関銭・役銭などの多額の金銭の獲得であり、この金銭は小山田氏の経済基盤となると言わており、また、武田氏にとつては、郡内へ介入する一つの要因だとも言われている。

しかし、經濟的な面ばかり重視され、両者の領主権との関わりで言及されていないようと思われる。そこでここでは、前述した郡内における武田・小山田両氏の領主権の有り方をさらに明確にすると、いう意図をもつて、参詣活動をめぐる両者の支配形態をとらえてみたい。

(1) 浅間神社の保護と統制

参詣活動の活発化に伴い、富士山を中心として各地に浅間神社が建立され、郡内においても、富士浅間社、河口浅間社、御室浅間社などが吉田、河口登山口にあつて繁栄する。

これらの浅間社には、武田・小山田両氏の信仰を裏付けるように多くの願文が残され、その信仰は、そのまま保護政策へとつながってゆく。

(1) (龍朱印)

向後奉獻富士浅間大菩薩神前、諸物等御室神主請取之、可凝祈念、但為造當於干令寄附者、當本願可遂談合、宿坊之事者、可為如前々者也、

永禄七年^{甲子}三月六日

富士御室神主殿

(表一II・26号)

(口) 其方構之内、棟別家五ツ、如前々令免許者也、仍如件、
弘治二年
十二月廿日
信有^(朱印) (花押)

小佐野越後守殿

(表一I・13号)

(口) 其方抱候、於勝山郷中新儀非法等申者候者、即申上候へ、神慮と云堅可申付候、恐々謹言。
戊午(永禄元)
六月廿四日

小佐野越後守殿

信有^(朱印) (花押)

(表一I・15号)

御室浅間社は、前述のように武田氏から勝山郷の棟別を附与されている。しかし郡内の検断権は基本的には小山田氏が有するので、(口)にみられるように勝山郷中における新儀非法を禁じている。また棟別役免許権を有しているので、(口)に見られるように、御室浅間社自体に賦課されている棟別役を免許している。つまり小山田氏は武田氏の支配を前提として、自己の領主権の範囲内で積極的な支配を行っているのである。

これは御室浅間社の例であるが、当社は前述のように勝山郷の棟別を附与されているほか、ここにみられるように神前への「諸物」¹¹貢納物の收取を認められ、また、宿坊を安堵されている。

本来、郡内寺社の寺領寄進、安堵などによる支配は、小山田氏によりなされていたことは前述した。しかし浅間神社の場合、比較的早い時期に武田氏の直接支配が及んでいることが知られる。一方、小山田氏の政策を見てみると、

ゆくと、両者の郡内における領主権の在り方が明瞭に示されていると思われる。郡内における寺社支配は基本的には小山田氏が行つてゐるが、武田氏はここに示されるように必要とあらばその権力を行使できるわけであり、またそこに小山田氏の郡内支配の限界を見るこどもできよう。

(2) 御師支配

吉田、河口両登山口には、浅間神社を中心として多数の御師の存在が認められる。御師は、登山期以外の時期にあっては、檀那廻りと称して諸国の檀那の家々を巡回訪問し、また登山期には、道者のために宿坊を経営するが、この宿坊を中心として御師町⁽²⁾が形成されている。このように御師衆は、参詣活動における円滑油的役割を持つので、武田・小山田両氏も積極的な支配を進めたようである。

小山田氏の御師支配は、諸役免許の形で具体化している。たとえば、

(1) 对信茂、別而依為懇意、其方諸役等令免許之候、如何様之申事候節も、聊不可有違乱者也、仍而如件

天正二年甲戌

四月十二日

信茂（花押）

猿屋

石見守殿

(表—I・49号)

(2) 河口導者坊、如前々被下置者也、

天文十一年壬寅

三月七日

(表—I・8号)

猿屋は河口の有力御師であり、郡内の諸役を免許されていて、このほかにも玉屋、友屋などが同様の免許を受けていることから、

(1) 其方親相抱候屋敷・坊中名田等、無異儀相抱、若輩候間者、源五郎ニ為致陣代、能々可致奉公者也、仍如件

永禄十一年

拾月十二日

中村与十郎

信茂（花押）

(表—I・39号)

中村氏は河口の御師であり、屋敷、名田を安堵されているが、与三郎幼少の間の後見人として源五郎をたてるといった、御師職の相続など細部にまで介入を受けている。

このように小山田氏は、諸役免許政策を中心として御師を細部にまで把握し、その支配を及ぼしている。

一方、武田氏の御師支配を見てみると、

基本的に御師は、諸役免許の形で小山田氏の保護を受けていいると見えよう。諸役の意味を具体的に考えれば、前述のように伝馬役であり譜請役であると考えられるので、それ自体大きな意味を持つと思われる。

また、小山田氏は保護政策のみならず、その統制政策といふべきも行つてるので、以下見てゆきたい。

(二) 定

於干其口、不舍晝夜相稼、別而抽戰功者、於御厨之内、任忠節之淺深、相當之地可充行候、此趣八幡大菩薩も照覽非虛說者也、仍如件、

庚午(元龜元)
六月廿八日(龍朱印)

中村右近助との
同新右衛門尉との

(表一II・38号)

(イ)に見られるように、河口の道者坊は武田氏により安堵されてい。道者坊經營は御師活動の中心であるので、武田氏の直接支配がなされるのである。

また(二)にみられるように、駒屋を営む中村氏は、戦功により所領を宛行されており、御師が軍役体系に組込まれていることが知られる。また、II章、3節、検断権のところで用いた『妙法寺記』からの引用史料(二)を考察してみると、前述のような小山田氏への訴訟、武田氏への上訴を経て、結果、尾州の寄子であつた二十人の吉田衆が、小山田氏の馬廻衆に編成替えされている点が注目される。この点から、柴辻氏の言われるよう、御師が軍役体系の末端とも言える寄子として、小山田氏あるいは小山田氏被官の在地領主層のもとに編成されていることが明らかである。

なお、ここにおいて「吉田衆」と表現されている御師衆は、惣的結合を持つ組織と思われ、また軍役体系に確実に組込まれている御師たちは、「吉田宿中ノオトナ衆」⁽³⁾と表現されるような惣中の指導者層であると思われるので、武田氏は、御師衆の上層部を軍役体系の末端に編成することにより、御師衆全体の把握を意図していると

考え得る。

以上、武田・小山田氏の御師支配について触れてみたが、その支配様相は全く異なる。つまり、小山田氏は、屋敷、名田の安堵を行い、また細部にまで介入してはいるが、基本的支配方式は諸役免許を中心とするものであった。そして一方の武田氏は、宿坊の全体的把握、御師上層部の軍役体系への編成を通じて、御師衆あるいは御師組織の総括的な把握を意図している。つまり武田・小山田両氏は、相互補完的な役割機能を分担して支配を遂行している。

なお、ここでは御師の道者坊經營、名田經營を対象として展開される武田・小山田両氏の支配様相をとらえたが、檀那廻りなどに対する対応は次節で触ることとする。

(3) 交通政策

ここでは、参詣活動に直結する交通政策について述べてみたいが、まず問題とされるのは、小山田氏の過料錢賦課である。

(イ) 武田殿小山田殿談合候而、地下ニ悉過料錢ヲ御懸候。

これは、小山田氏の過料錢賦課事例であるが、これについて柴辻氏は、天文十八年に無差別に通行税が賦課されたとし、さらにその免許→質的内的変質を通して、小山田氏は各地域各階層を個別直接支配するという政策を小規模に展開していたとされている。⁽³⁾

しかしここで問題とされるべきは、この過料錢賦課がどのような形で成されているかという点である。御師宛の文書に「契山・桃隱之判形任筋目、諸役并役所令免許候」の文言がみられるが、これ

は、「契山・桃隱」の段階、つまり天文以前の早い時期に小山田氏が交通政策を行っていたことを示す。また郡内における参詣活動の意味を考えた時、この時期から交通政策が行わることは極めて自然である。そしてそれらを念頭に、この天文十八年の記載を考察すると、郡内の交通政策を「武田殿小山田殿談合候而」と武田氏が意図的に容認する形で通行税が課されていると思われる。これを、棟別役の場合と照應して考へるならば、天文期⁽¹⁾は、武田氏がそれ以前に展開している郡内の收取体系に、意志形態を前提とした容認という形で挺子入れする時期ともとらえられるだろう。

このような小山田氏の交通政策が行われる組織としては、矢田氏の指摘されるように「役所」「し口」と表現されるような関所があり、またそれを総括したものが「郡中諸役所⁽²⁾」であると考える。そして著名な小山田氏の半関政策には、以下に示すように「郡中諸役所」組織を通して行われる交通政策が顯示されている。

(1) 敬白願書意趣者
晴信息女北條氏政妻、當產平安無病延命、則從來歲戊午夏六月、長可拔船津之關鎖、(後略)
(表一II・20号)

(2) (龍朱印)
富士山中宮社為造營、於吉田役所捨貫、從當年三ヶ年、奉寄附者也、仍如件、

永祿四年辛酉五月八日
中宮神主

(表一II・24号)

卯月 日
注連屋
仁科豊前守殿

(表一I・45号)

ここにみられるように、武田氏は「郡中諸役所」に含まれると思われる船津の廢闢を行い、また吉田役所の通行税に關与している。つまり、「郡中諸役所」組織は、武田氏の意志形態を前提に容認されたものであるから、武田氏は隨時關与できるわけである。

それでは、このような武田氏による關与政策はどのような意味を持つのであろうか。表面的には、史料(1)(2)に見られように、政策が

策として、参詣道者の関錢を半減する。これがいわゆる「小山田の半關」政策であり、この段階では臨時的であつたものが、元龜三年(一五〇三)以降は恒常的となつている。

このほか、小山田氏は「郡中諸役所」組織を通して過書を發給しており、また伝馬政策もこの組織を基礎として行われるといえよう。しかし、この交通政策、あるいは基礎組織はあくまでも武田氏の意志形態を前提として請け負わされたものであった。そのことは、小山田氏の交通政策にどのように關与するのであろうか。

富士信仰との関わりで行われているが、はたして実際はどうなのが。

そこで、さらに關について考えてみると、前述した例のほか、武田氏はほぼ同時に河口、黒駒の開關を行っているが、こうしてみると、武田氏が直接支配を及ぼしている關所が全て、甲駿を結ぶ鎌倉往還に立地することが知られる。この往還は近世の駄賃稼ぎに顯示されるように經濟上の重要ルートであり、それゆえ武田氏の直接支配が及ぶと思われる。また、船津、河口、黒駒は國中と郡内の

境界に設けられているので、「今川かな目録」にみられるような、

一國規模の支配、經濟の確立過程における國人領との境界の關所廢止と同様の意味をもつて廢止されるのだと思う。

このほか武田氏は、当面した政治状況に対応して、個別、直接的支配を浸透させてゆく。

(b) 甲斐両国之通路不自由之間、如本栖地下人等、諸役御赦免之旨、
被仰出者也、仍如件、

永祿十一年戊辰

十一月三日(龍朱印)

山懸三郎右衛門奉之

六郎右衛門

[以下12名略]

(表一II・33号)

山中役所は、小山田氏が伝馬政策にみられるような交通政策を行

い、また駿河商人との接觸の場として独自の支配を行っていたこと

が知られる。しかし、甲駿相同盟が、永祿十一年(一五六七)に破棄されると、「甲駿両国之通路不自由之間」という状況になり、武

田氏が六郎右衛門以下12名に、山中役所を中心とする国境の警固を命ずるというかたちで直接支配を及ぼしてゆく。そしてこのことは、武田氏の「郡内諸役所」への関与を示すとともに、武田権力を前提としなければ存続し得ないような「郡中諸役所」組織の限界をも示していると思われる。

そして両者の交通政策の有り方を端的に示すのが、御師の檀那廻りに関する武田氏の規定である。

(e) 定

御分國中旦那廻之剋、鞍馬一疋荷馬一疋人足三人可被官等之事

(中略)

天正元年朱印

癸酉八月奉之

日

真田兵部

奉之

富士山御師

外河坊との

(表一II・47号)

(ト) 以先御印判、御分國中壹月馬三疋之分、諸役所御免許之上者(中

略)

天正三乙亥

八月十日龍朱印

駒屋

小山田彦三郎

奉之

(表一II・51号)

檀那廻りは広範な国単位の活動であり、それに相應する保護・統制がなされなければならず、ここにみられるような「御分國中」レ

ベルの武田氏支配が行われる。矢田氏はこの点について、「御分国中」の役所と全く独立した形で、「郡中諸役所」が存在しているとされているが、(イ)にみられるような広範な国単位の御師活動に対応するような伝馬文書が、小山田氏独自に発給されていない点、また小山田氏発給文書に「分国」の表現が見られない点を考察すると、〔四〕、「御分国中」の表現は、当然郡内地域を含んだものと考えられる。つまり武田氏は郡内の小山田氏による交通政策を勾摺した、分国レベルで交通政策を行っている。

以上、武田、小山田両氏の交通政策を考察したが、最後に簡単にまとめてみたい。小山田氏は「郡中諸役所」を中心に独自の交通政策を開けるが、それ自体武田氏の意志形態を前提として容認されたものであったので、武田氏の個別、直接的支配を許容せざるを得ない。そして何よりそれらの政策は、武田氏の分国規模の政策、組織に勾摺されたものであって、一部委任統治的な小山田氏の交通政策、ひいては領主権の在り方が顯示される。

天正十年、武田勝頼は織田勢に攻められて郡内へ入部しようとするが、小山田氏側に拒否され、天目山で最後をとげることとなる。そして、この間の小山田氏の行動は従来裏切り行為として獲られた。しかしこれは、単に裏切り行為として処理できる問題なのであろうか。

天正期に入ると武田氏は、織田、徳川軍との対峙の時期を迎える。そして武田領国制下では挙国一致体制ともいいうべき意向の上で武田、穴山、小山田三氏の対応が考えられる。たとえば、天正九年に、武田氏が国中の諸士に岩殿城の譜請役を務めさせているが、これは、小山田氏の普請役に対する武田氏の補強、つまり挙国一致体制に拠つた織田、徳川両氏への対応であると考えられる。

小山田氏の領主制の展開を、戦国大名武田氏の権力形成過程との対応で考察すると、(1)永享から明応期にかけての武田氏との対応段階、(2)明応から享禄期の武田氏の介入を容認せざるを得ない段階、(3)天文以降の武田氏被官化の段階といった段階設定ができる。

そして(3)天文以降の段階についてみると、検断権、富士参詣活動に関わる御師支配、交通政策などに顯示されるように、小山田氏権

力の前提として武田権力が作用していることが知られ、したがって小山田氏の領主権はあきらかに限界性をもち、郡内は小山田氏の武田氏からの委任統治による支配が行われていたと思われる。

しかし注目すべきは、小山田氏が限定された領主権の中にあるながらなお、積極的に独自の支配を指向している点である。上部に存在する武田権力のもとで、なお自己支配を押し進めてゆこうとする小山田氏の積極性は、郡内支配の特質に含まれた大きな矛盾とはいえないか。

しかし、この小山田氏がなぜ、天正十年の土端場でのような行動をとったのか。その時小山田氏のとり得る道は、武田氏とともに

滅ぶか、統一政権に依存するかの二者択一であり、小山田氏は後者を選んだにすぎない。つまり、最終的には自己持続があればよいわけである。そしてこのように考察してゆくと、天正十年の小山田氏の行動は、裏切りなどと片付けられるものではなく、小山田氏の領主制、郡内支配の矛盾の表出ともとらえられるのではないか。

ゆきたい。

(10) 小山田氏発給文書、文末表—I、武田氏郡内支配関係文書、文末表—I、II。

(11) 永原慶二氏、「東国における物領制の解体過程」(『史学雑誌』61の3号)

(12) 高島緑雄氏、「15・16世紀における甲斐国人の動向」(『地方史研究』10の4)

(1) 「郡内小山田氏と御師衆」(『甲斐路』15号)

(2) 「郡内小山田氏」(『甲斐路』25号)、「天正壬午年郡内小山田氏考」(『甲斐路』19号)など。

(3) 『甲斐武田氏』(新入物往来社刊)

(4) 『町田市史』上巻、および『町田市史史料集』4・6集。以下、『市史』とする。

(5) 「武田信虎と郡内小山田氏」(『甲斐路』25号)

(6) そのほか、標泰江氏、「武田親族衆としての穴山氏の研究」

(1)・(2)・(3) (『甲斐路』2・3・6号)など。

(7) 「国人領主小山田氏の武田氏被官化過程」(『古文書研究』9号)。

(8) 『戦国期甲斐国の権力構造』(『日本史研究』201号)

(9) 柴辻俊六氏は、前述論文において、小山田氏の郡内支配の発展段階を、第一期・禅秀の乱以降、明応期までの国人領主制

を志向した時期、第二期・明応から永正末期に、武田家の惣領争い、後北条・今川両氏の外圧に規制され、国人領主制を挫折する時期、第三期・大永以降の武田氏有力被官化段階と、三段階にとらえられているので、以下これを基として論をすすめて

(10) 小山田氏発給文書、文末表—I、武田氏郡内支配関係文書、文末表—I、II。

(11) 永原慶二氏、「東国における物領制の解体過程」(『史学雑誌』61の3号)

(12) 高島緑雄氏、「15・16世紀における甲斐国人の動向」(『地方史研究』10の4)

(13) 『市史史料集』4集、102頁・115号。

(14) 『甲斐国志』(以下『国志』)卷97。この間の事情に関するは、渡辺世祐氏、「足利時代史の研究」を参照とした。

(15) 文末、図—Iに示す。

(16) 村上直氏、「甲斐国口留番所の成立」(『信濃』16巻1号)

(17) 高島氏前掲論文。参考。文末、表—Iに示す。

(18) 鎌田氏は、建保元年(一一一三)に加藤氏と同様に、古郡氏の闕所地の一部、鎌田郷を宛行われ、のち、この地に在地領主制を展開する。鎌田氏に関しては、『国志』卷98、『大日市史史料編』を参照。

(19) 註(14)参照。

(20) ①三月三日、北条氏照書状、『新編甲州古文書』(以下『甲州』)3巻—105頁・²²³⁴号、②七月十日、武田晴信書状、『甲州』3巻—106頁、²²³⁵号、③七月八日、武田勝頼書状、『甲州』3巻—106頁、²²³⁶号。

(21) 『国志』巻72、巻54。

(22) 小山田氏、あるいは武田氏の発給文書の受給者を地図に追

つてみると(図-I-II) 基本的支配領域は郡内であるといえる。

(23) 在地領主層の動向に規制された小山田氏の基本的を支配領域は、図-I-IIに示す。

(24) 『妙法寺記』明応元年(『武田史料集』17頁)

(25) 〃永正五年(『』24頁)以下享禄二

年に至る小山田氏の動向は同書に拠る。

(26) 通説では、この文言をして、小山田氏の武田氏被官化とする。

(27) 信友は、甲州街道沿い、祝橋普近に郡内の目付役として配

され、勝沼氏を称す。近年館跡が発見されたが、その規模の大

きさからその存在が改めて注目されている。詳細は上野晴朗氏

「勝沼氏館址発掘の重要性と諸問題」(『歴史手帳』3巻7号)

(28) 小山田了三氏、「甲州金の始め」(『日本歴史』340号)によ

ると、越中守夫人は、今川氏の家臣頼名氏の女である。

(29) 『妙法寺記』享禄二年(『武田史料集』37頁)

(30) 向岳寺は、塩山上於曾にある向岳寺派の大本山である。

(31) 『妙法寺記』明応七年(『武田史料集』19頁)

(32) 『甲州』巻1-229頁・509号。

(33) 表-I・57号。

(34) 表-I・48号。『国志』巻90。

(35) 表-I・44号。

(36) 柴辻俊六氏、「武田氏の棟別役」(『日本史研究』134号)

(37) 表-I・39号。

(38) 表-I・2・3・7・9・13・25・32・38・51・52・55・
56・58号。

(39) 註(38)参照。

(40) 註(36)論文。

(41) 小山田氏が郡内における検断権を基本的に有していたことを示す事例は、このほかにも多く確認できる。たとえば、『妙

法寺記』天文二年、永禄二年、弘治三年の記載など。

(42) 註(43)文書、(6条)に見える。百姓前については、北島

正元氏、「戦国大名と百姓前」(『日本歴史』163号)参照。

(43) 『甲州』1巻-215頁、471号。

(44) 『妙法寺記』弘治三年、(『武田史料集』60頁)

(45) 小林尾張守は船津の在地領主で、上の郷の奉行として、

『妙法寺記』などに散見する。なお、下の奉行は、源の実次である。

(46) 勝俣鎮夫氏、「戦国法成立史論」参照。

(47) 『国志』巻90、永正十七年、岩殿山円通寺棟札。

(48) 富士参詣活動に関しては、井辺茂雄氏、「富士の歴史、

『浅間神社の歴史』を参照。

(49) 柴辻俊六氏、「戦国期社家衆の在存形態」(『史觀』81冊)

(50) 佐藤八郎氏、「郡内領主小山田氏と御師衆」(『甲斐路』15号)

(51) 当社は、註(48)、井辺氏によると、吉田登山口から二合目
にあり、里宮が河口湖畔勝山にあるが、浅間社を中心とする御
師衆の存在はない。また大原七郷(大石・長浜・大嵐・鳴沢・
勝山・木立・船津)の産神であったものが、のち勝山一郷の產
神となることが知られる。そこで、附与が行われたものと思わ
れる。なお、神主は、小佐野氏の世襲。

(52) 吉田・河口の御師町の形成については、浅香幸雄氏、「富士北口の上吉田・河口の御師町の形成にその構造」(『東京教育大学、地理学研究報告』VII)に詳しい。

(53) 友屋(表—I・34)、玉屋(表—I・52号)とも、河口12坊に含まれる有力御師。

(54) これに関して、柴辻氏、佐藤氏は、「吉田御師由緒覚帳」を引用している。なお、ここには、「すっぱ侍」の文言がみられるが、御師がその特性を生かして、秘密情報収取の役割を果していたことが知られる。前述の御師衆の軍役体系への編成の意図には、御師衆のこのような性格が多分に作用していると思われる。

(55) 『妙法寺記』天文七年(『武田史料集』45頁)

(56) 戦国大名は、惣的結合をもつ村落の指導者層を、軍役体系の末端に組み込むという方式で村落支配を行つてゆくが、御師衆に対しても同様の支配様式がみられる。

(57) 『妙法寺記』天文十八年(『武田史料集』53頁)

(58) 註(36)論文。

(59) 表—I・34号。

(60) 『妙法寺記』天文20年・天文22年の項には、小山田氏の過料錢賦課の事例が見られる。

(61) 役所関係の史料は、表—I・6・10・12・16・19・20・22・24・26・28・31・33・37・51・53・54号。

(62) 表—I・46号。

(63) 表—I・28号、37号。児玉幸多氏編『交通史』(体系日本史叢書24)参照。

(64) 「今川かな目録」二四条。

(65) 児玉氏前述論文参照。

(66) 表—I・33号・36号。

(67) 六郎右衛門以下12名は、山中衆としてとらえられよう。

山中氏がこの地で在地領主制を展開していたことは、山中太郎左衛門の存在(『妙法寺記』大永七年・明応二年)から明らかと言えよう。

(68) 表—I・6・10・12・16・19・20・22・30・33・34・34・

45・46・56号

(69) 表—I・58号。

表一 I V 小山田氏発給文書

47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
"	"	"	"	元 龜	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
3 (3)	1	1	1	13	12	11	11	10	10	10	10	10	10	9	1	12	11	6	6	6	3	1	3	8
7 3	4	10	10	10	1	9	10	9	11	10	8	7	6	2	16	22	25	11	1	8	23	28	28	
19 吉	吉	13	13	15	吉	12	25	吉	15	7	16	12	26	4	16	22	25	11	1	8	23	28	28	
"	"	"	"	信茂	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	信茂	"	"	"	"	"	"	"	信有	
"	"	"	"	花	"	"	"	花	"	"	"	"	"	"	花	"	"	"	"	"	"	花	2	
"	花	"	"	3	"	"	3	"	"	"	"	"	"	"	3	"	"	"	"	"	"	印	印	
"	"	"	"	印	"	"	"	印	"	"	"	"	"	"	印	"	"	"	"	"	"	印	印	
秋伯 ・春近衆等	注連屋仁科豊前守 刊部新七郎	西念寺	萱沼大炊左工門尉	土峯薩埵	中村与十郎	桃隱軒(長生寺)	河口番匠・勘祖	芹沢玄蕃	吉田左近助	小河原土佐守	(西念寺)	佐藤与五左工門	小佐野越後守	佐藤又七所藏	向岳寺文書	小佐野越後守								

御室浅間社における読経の詳細												月江寺文書		月江寺文書	
卷数礼状	参詣通者から勧進許可	馬・口付錢免許	諸役免許	起請文	伝馬牧料地宛行	寺領寄進	寺領免許	馬・口付錢免許	西念寺文書	西念寺文書	西念寺文書	諏訪忠元所蔵	諏訪忠元所蔵	諏訪忠元所蔵	諏訪忠元所蔵
棟別諸役免許	鉄包玉造管の為悪錢徵收	小河原文書	芹沢捨次郎所蔵	中村文書	長生寺文書	倉沢恵一文書	中村文書	中村文書	小河原文書	芹沢捨次郎所蔵	生嶋足嶋神社文書	町史196	町史196	町史196	町史196
馬・口付錢免許	郡内における寺領安堵	町史202	町史202	○	○	○	○	○	○	○	○	2022	2022	2022	2022
年貢未納等の催促約諾	伝馬手形	佐藤又七所藏	佐藤又七所藏	屋敷・名田安堵	田地安堵	願文	寺中条目	僧衆番帳	寺領仕置日記	半関申付	刊部新七郎	小沢文書	小沢文書	小沢文書	小沢文書
出陣通知	寺領仕置日記	刊部文書	刊部文書	西念寺文書	西念寺文書	西念寺文書	西念寺文書	西念寺文書	西念寺文書	西念寺文書	西念寺文書	△	△	△	△
感應寺文書	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
町史2178	2298	2205	2202	2237	2096	2141	2240	2044	2030	2020	2020	196	196	196	196

写

写

○ ○

○

表一
武田氏郡内支配関係文書

— 64 —

64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48

10	7	4	2	1	5	3	12	8	3	6	5	2	4	3	3	2	1
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
21	8	28	12	12	6	20	11	24	吉	22	3	10	13	25	24	(勝頼)	・

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
•	•	•	•	•	花	•	印	印	印	花	•	•	•	•	•	印	印	印

中島大和守	小佐野越後守	駒屋																
高橋勘解由左工門	荻原豊前	山城守	高萩之郷等	山城守														
西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺	西念寺

感状	官途	願文	西湖村共有文書	御室浅間社文書														
所領宛行	諸役免許	勧進許可	高橋文書															
年甫祝儀礼	"	"	中村文書															

常樂院文書	富士浅間社文書	小河原文書	西念寺文書	西念寺文書	富士浅間社文書	遠山文書												
加藤文書	富士浅間社文書	小河原文書	西念寺文書	西念寺文書	富士浅間社文書	遠山文書												
勝仙院	勝仙院	杉浦紀伊守	加藤次郎左工門	ママ	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院	勝仙院

2 0 3 7	2 2 3 6	2 2 5 7	2 1 6 9	2 1 2 9	2 0 2 6	2 3 3 6	2 3 3 7	2 1 3 7	2 2 6 0	2 1 0 3	2 1 0 1	2 2 4 8	2 1 0 1	2 2 4 8	2 1 0 0	2 2 6 5	2 1 0 0
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

写 写 写

註

(1)

印は、龍朱印、印はそれ以外のものを示す。

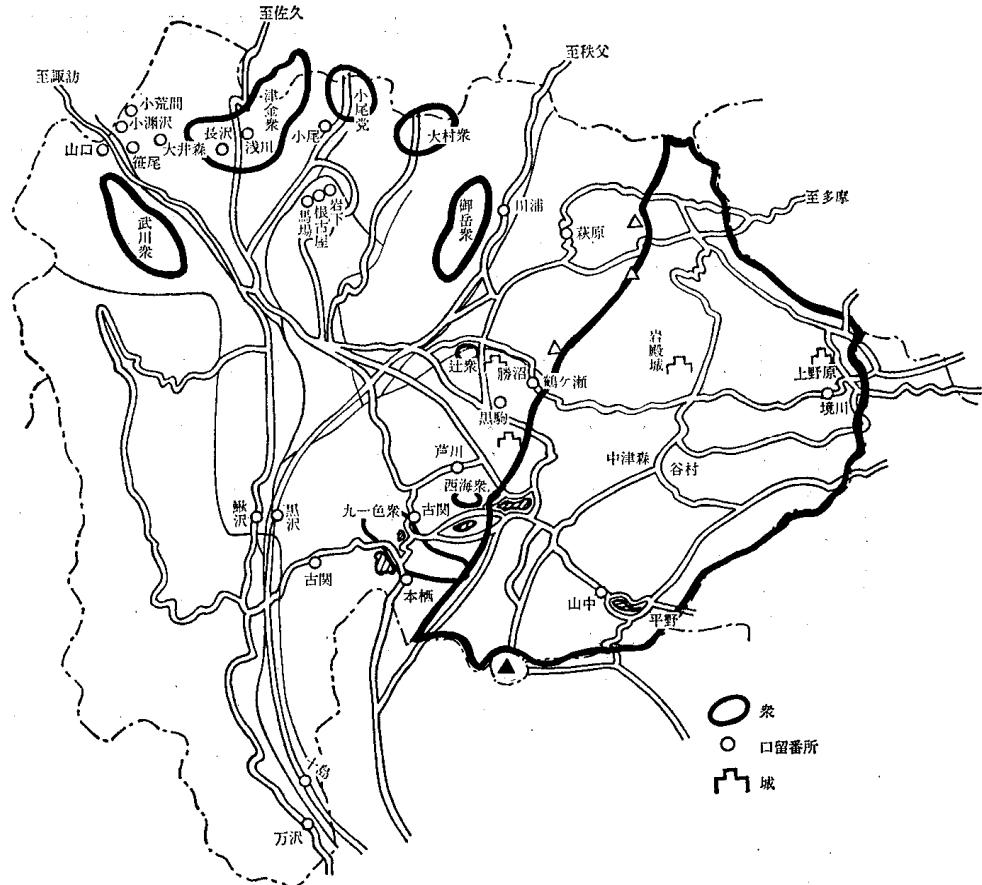
文書名の欄の○印は河口御師、△印は、吉田の御師を示す。

(2) 出典は『新編甲州古文書』によるものは、文書番号のみを記し、『町田市史史料集』4集は「市史」とした。

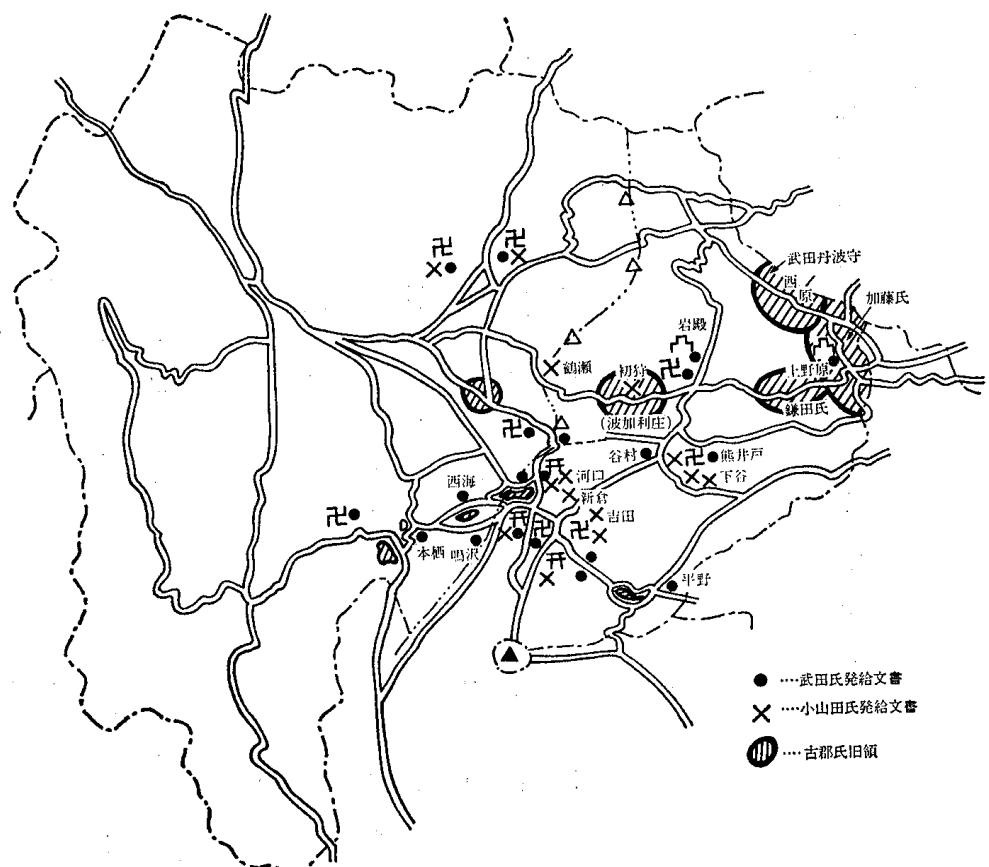
(3)

備考欄の「偽」は偽文書と思われるもの、「写」は写しを示す。

(4) 出典は『新編甲州古文書』によるものは、文書番号のみを記し、『町田市史史料集』4集は「市史」とした。



図一 I 甲斐国の衆編成、口留番所『甲斐国志』より



図一 II 武田・小山田両氏の発給文書分布